

増し料金方式と検閲

川原 啓一郎

昭和22年8月28日から昭和26年11月30日までの航空通常郵便物料金は、平面路（船便）と同額の基本料金に航空郵便物としての増し料金を加えるという方式がとられていた。

それによりこのエンタィアが差し出された昭和23年5月19日のスイス宛航空郵便物20グラムまでの料金は、書状の平面路の料金4円と第3地帯（ヨーロッパ）までの増し料金60円の合計64円分の切手貼付が必要であった。

差出人は第3次新昭和切手の清水寺2円2枚で平面路料金を、同螺鈿（縦）10円4枚と菊の紋章入りの第2次新昭和切手螺鈿（横）10円2枚で増し料金として貼付している。

このエンタィアの左端は開封された箇所に民間郵便・軍事検閲官による開封を示す「OPEN BY MIL.CEN.-CIVIL MAILS」のシールが貼られ、検閲通過のPC（CENSORSHIP-PASSED）印が押印されている。

PC印上部にはC.C.D.J-3418とある。C.C.DとはGHQの民間情報局の外局として設置された民間検閲部（CIVIL CENSORSHIP DETACHMENT）を指す。次のJとそれに続く番号は日本人検閲官番号を表している。検閲官番号からは検閲場所を特定することもでき、3400番台は東京となっている。また鉛筆で検閲日が5月24日と記載されていることから、差し出してから検閲終了まで5日にも要していることも解る。

検閲の停止は全国一律でなく、最も早い名古屋が昭和24年7月29日、最も遅い大阪が同年10月26日であった。（参考：「占領軍の郵便検閲と郵趣」裏田稔著）



第3地帯あて航空便 横浜北方 S23(1948)5.19 → スイス

注：

この時期の外国あて航空便は、料金も地帯分けも、頻繁に変更されているので注意が必要です。スイスあての基本重量書状料金は、64円(1947.8.28)→126円(1948.9.1)→127円(1949.6.1)のように移行したのち、1951年12月1日からの併合料金制で125円となりました。（編）